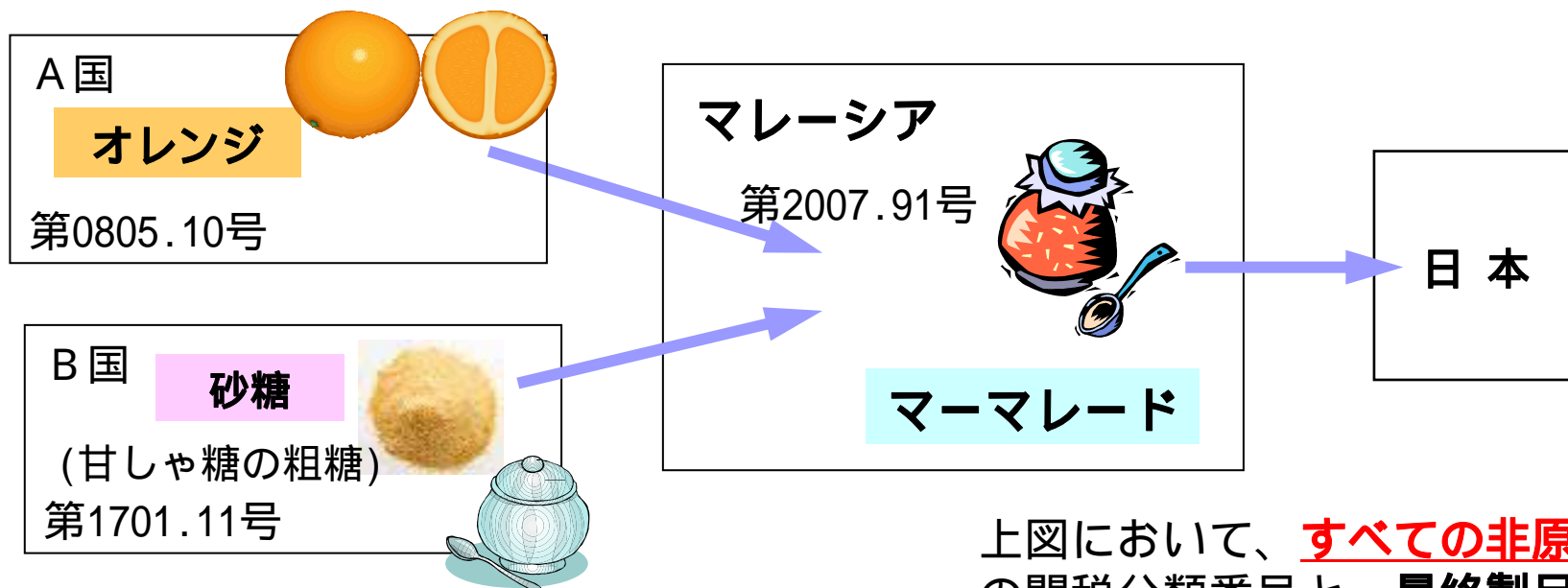


関税分類変更基準の基本的考え方



上図において、**すべての非原産材料**の関税分類番号と、**最終製品の関税分類番号**とが異なることとなる製造がマレーシアで行われている。

このような製造が行われた国(この例ではマレーシア)を**原産地**と認める(又は、この製品はその製造が行われた国の原産品であると認める)というのが**関税分類変更基準**。

非原産材料		最終製品
A国で収穫されたオレンジ	B国で製造された砂糖	マーマレード
第0805.10号	第1701.11号	第2007.91号

加工工程基準の基本的考え方

- 非原産材料に、ある特定の加工工程が施されて**産品**が得られた国を**原産地**とする(又は、その産品は当該加工工程が施された国の原産品であるとする)という基準

チリ特惠原産地規則における第3904.10号の
物品に係る品目別規則

他の項の材料からの変更、

関税分類変更基準

原産資格割合が45%以上(控除方式を用いる場合)
若しくは30%以上(積上げ方式を用いる場合)であること(関税分類の変更を必要としない。)又は、

付加価値基準

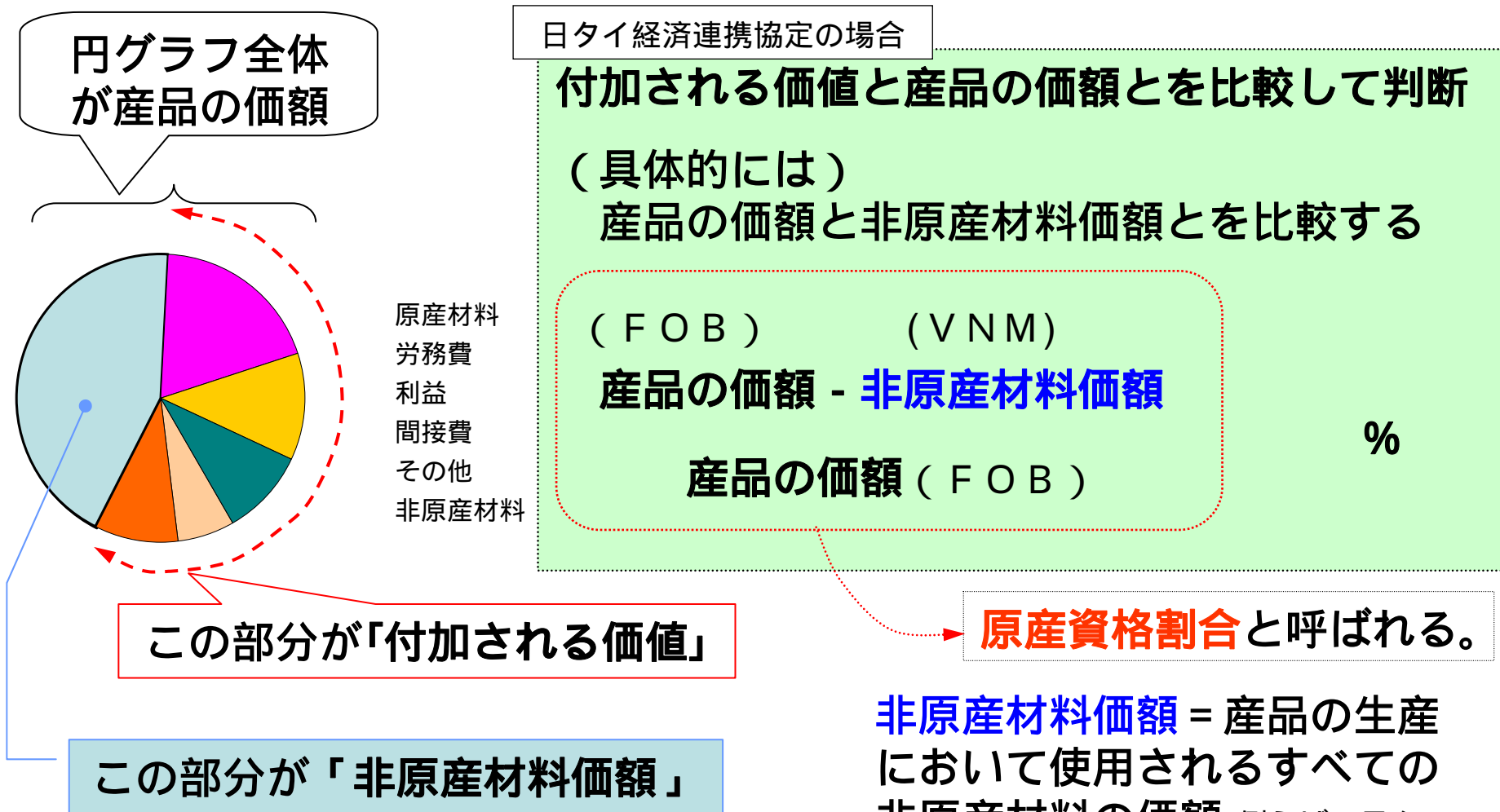
使用される非原産材料について、締約国において
化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(関税分類の変更を必要としない。)

加工工程基準

「化学反応」、「精製」、「異性体分離」及び「生物工学的工程」の定義は協定附属書2の第7部の注釈(a)から(d)において規定。

付加価値基準の基本的考え方

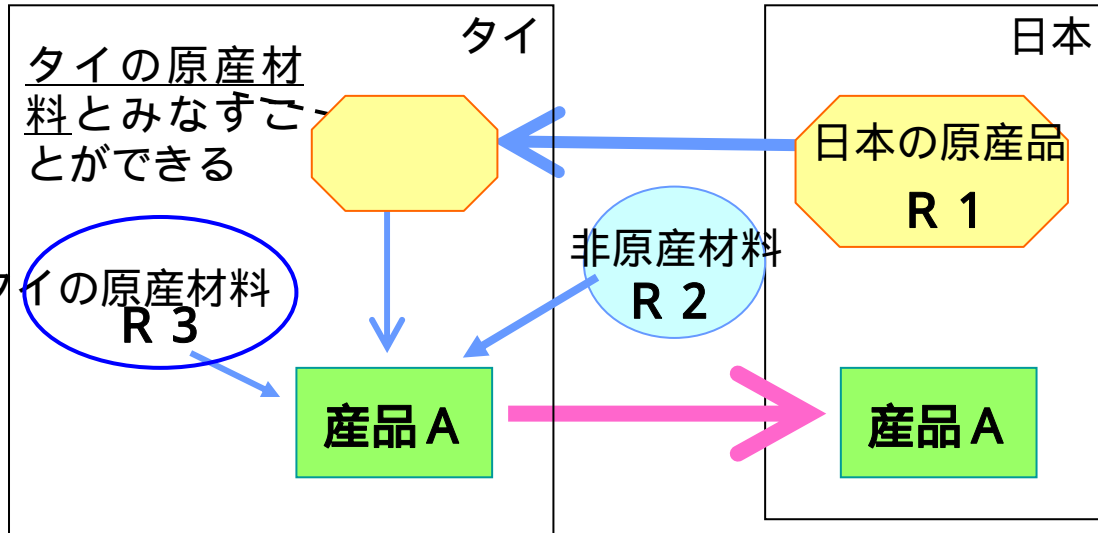
製造工程において付加される価値が、要求される条件を満たすこと。



非原産材料価額 = 製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額 (例えば、日タイ経済連携協定第28条第4項(b))

累積の基本的考え方

(例えば、日タイ経済連携協定第29条)



日本の原産品 R 1 をタイに輸出し、それを、タイにおける製品 A の生産に使用した場合、日本の原産品 R 1 は、タイの原産材料とみなすことができる。

一見すると、一般特惠(GSP)における自国関与基準と同じように見えるが

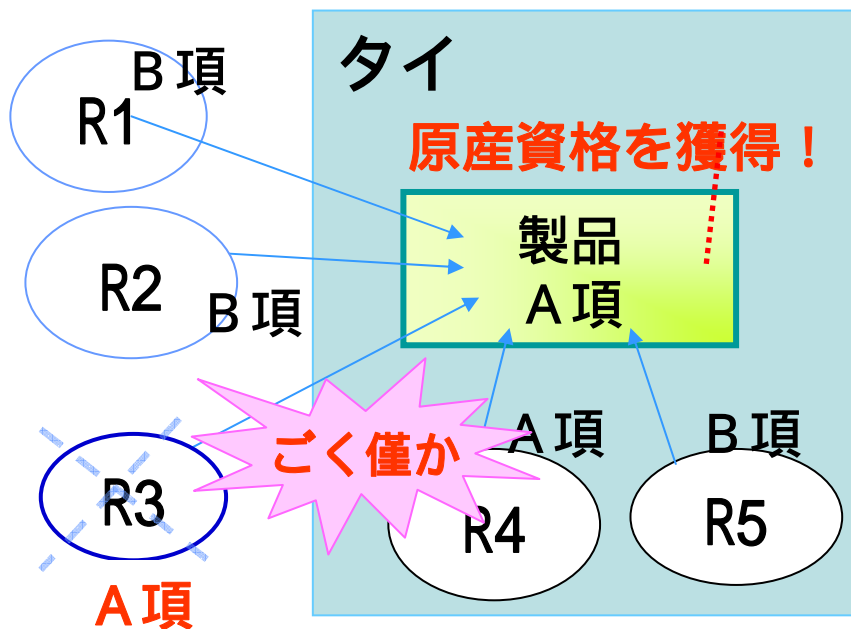
製品の生産に使用している非原産材料が品目別規則を満たさない場合にこの累積の概念を用いると、原産品の資格を得ることが可能となる場合がある。

一般特惠(GSP)における自国関与基準との違い

- 一般特惠の自国関与では、日本から輸出された製品であればよい。
タイ特惠原産地規則における累積では、この原産地規則の下での日本の原産品であることが必要。
- 一般特惠では原産地証明書とともに、いわゆるANNEXが必要。
タイ特惠原産地規則においては不要(代わりに原産地証明書第7欄にACUを記入)。

僅少の非原産材料の基本的考え方

(例えば、日タイ経済連携協定第30条)



一部の非原産材料に関して、関税分類変更基準(例えば「他の項の材料からの変更」)を満たさない場合であっても、附属書2に定める特定の割合を超えなければ(=ごく僅かであれば)、考慮しなくてもよい。



その結果、「すべての非原産材料の項番号が製品の項番号とは異なる」こととなり、関税分類変更基準を満たし、よって原産品であると認められる。

特定の割合 - 日タイ経済連携協定附属書2 (品目別規則) 一般的注釈(f)

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| 第1類～第18類、第25類～第27類 | : 適用なし |
| 第19類～第24類 | : 当該製品の 価額 の7%を超えない |
| 第50類～第63類 | : 当該製品の 重量 の10%を超えない |
| 第28類～第49類、第64類～第97類 | : 当該製品の 価額 の10%を超えない |

この「特定の割合」はEPAごとに異なるので注意を要する。